

大野城市ふるさと納税協賛企業及び返礼品募集要領

1. 目的

ふるさと納税に対し、お礼の品として贈呈する商品・サービス（以下「返礼品」という。）及び返礼品を提供する企業（以下「協賛企業」という。）の募集に関して必要な事項を定めることにより、大野城市（以下「市」という。）へのふるさと納税の推進、市と市物産品のPR及び販売促進並びに地域経済の振興等の相乗効果を図ることを目的とする。

2. 協賛企業及び返礼品の選定について

協賛企業及び返礼品の選定は、市が行うものとする。

3. 協賛企業の登録について

協賛企業として登録を希望する企業は、協賛企業登録申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を市プロモーション推進課に提出することとする。

4. 協賛企業の応募要件

協賛企業の応募に当たっては、次に掲げる要件に全て適合するものとする。

- (1) 各種法令を遵守し、事業を行っていること。
- (2) 市内に事業所（本店、支店等は問わない。）を有する法人、組合、その他の団体若しくは個人又は大野城市商工会（以下「市商工会」という。）の会員や筑紫農業協働組合（以下、「筑紫農協」という。）で取り扱う商品を提供している事業者であること。ただし、市の地域産業振興や魅力発信、地元特産品等のPRにつながると判断される場合はこの限りではない。
- (3) 電子メールでの受注が可能であること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77条）に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 本要領の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができること。

5. 返礼品の登録について

協賛企業は返礼品として商品等の登録を希望する場合、返礼品申込書（様式第3号）を市プロモーション推進課まで郵送、FAX又はメールにて提出することとする。なお、市において審査を行い、返礼品として商品等が承認された場合、ふるさと納税ポータルサイトに掲載の申込を行うことができる。ただし、市は返礼品として不適当であると判断したものは、登録を拒否することができる。また登録後も、返礼品の安定供給が見込めないなど、返礼品として不適当であると判断したものは、登録を取り消すことができる。

6. 返礼品の応募要件

返礼品は以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 総務省が定める地場産品基準（平成31年総務省告示第179号）に適合するもので、市内で生産、製造、加工されている商品、福岡県が認定する地域資源、又は市内で提供されるサービスであること。
- (2) 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし期間限定、季節限定、数量限定の商品も可とする。
- (3) 金銭類似性の高いもの（金券、商品券等）でないこと。ただしふるさと納税の主旨に照らし、市が適当と判断したものについては、この限りではない。
- (4) 資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、自転車等）ではないこと。
- (5) その他、市の地域産業振興や魅力発信、地元特産品等のPRにつながると判断されるようなもの。
- (6) 食品の場合、配送上一定の賞味期限を確保できること。（概ね配送日から5日以上）
- (7) 公序良俗に反するものでないこと

7. 返礼品の金額及び価格帯について

- (1) 返礼品を贈呈する寄附について、寄附金額は5千円以上とし、千円毎に自由に設定できるものとする。
- (2) 返礼品の金額は、寄附金額の3割以内とする。
- (3) 返礼品の金額は定価以下とし、商品代、消費税、地方消費税及び梱包代等を含むものとする。ただし、この金額に配送料は含まない。

8. 返礼品の取り扱いについて

協賛企業は、市がふるさと納税推進業務を委託する業者（以下「委託業者」という。）と、返礼品に関する契約を結ばなければならない。返礼品の代金は、委託業者が支払い、配送料についても協賛企業の負担はないものとする。

9. その他

- (1) 協賛企業は、寄附者の個人情報について、大野城市個人情報保護条例（平成17年12月26日条例第35号）その他の関係法令を遵守し、適切に管理しなければならない。
- (2) 協賛企業は、ふるさと納税を実施するにあたり、市キャラクターを積極的に活用し、普及に協力するものとする。また、返礼品や包装紙等に使用する場合は市プロモーション推進課にイラスト使用の申込を行わなければならない。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。